

大田区道路法第 24 条の承認に関する審査基準

平成6年 10 月 3 日 土管発第 412-2 号決定

改正平成9年9月9日 土管発第 357 号決定

改正平成 31 年3月7日 30 都道発第 14599 号決定

道路法第 24 条に基づく「道路管理者以外の者が行う工事」(自費工事)については、次の要件全てに該当する場合に承認できるものとする。

- 1 当該工事の具体的な目的及び必要性が、真に必要やむを得ないものであること。
- 2 申請者もしくは工事施工者が、資力、技術力等について当該工事の施工に必要な能力を有していると認められること。
- 3 工事の設計及び実施計画について、別に定める「大田区構造図集」等の基準に適合するものであること。また工事の実施計画は、道路の維持管理上支障ないと認められるものであること。
- 4 工事完成後において、既設の道路構造との調和が確保されるものであること。
- 5 道路交通に及ぼす影響の程度が、交通管理上やむを得ないと認められる範囲のものであること。
- 6 施工内容が歩道等乗入れ施設の設置の場合には、別紙「歩道等乗入れ施設の設置に関する基準」に適合するものであること。

歩道等乗入れ施設の設置に関する基準

(大田区道路法第 24 条の承認に関する審査基準 別紙)

1 総 則

- (1) 目 的
- (2) 運用範囲
- (3) 運用上の注意

2 乗入れ施設の設置場所

- (1) 同一収容施設に複数設置する場合
- (2) 乗入れ施設近接設置の場合
- (3) 乗入れ施設を設置できない道路
- (4) 既存の乗入れ施設の改良

3 乗入れ施設の構造

- (1) 最大乗入れ幅
- (2) 乗入れ部の平面形状
- (3) 乗入れ部の歩道舗装構造
- (4) 歩車道境界ブロックおよび L 形側溝の段差
- (5) 歩道の切下げ構造
- (6) 歩道の切開き構造
- (7) 側溝の乗入れ構造
- (8) 境石等の乗入れ構造
- (9) 乗入れ施設の設置に伴う道路附属物の取扱い

1 総 則

(1) 目 的

自動車(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車)が車道から歩道又は側溝のある場所を横断して、車庫、駐車場等の自動車収容施設(以下「収容施設」という。)に乗入れるための諸施設(以下「乗入れ施設」という。)を設置する場合の基準を定めることによって、沿道住民の便利と良好な道路環境との調整を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

本基準は、大田区が管理する道路に関して適用する。この基準に定めのない事項については、道路管理者の指示によるものとする。

(3) 運用上の注意

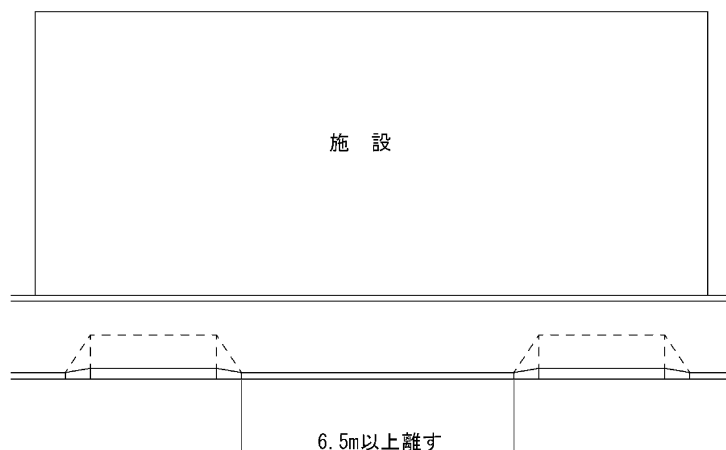
本基準の運用にあたっては、歩行者の安全について最大限に配慮するとともに、車両通行に与える影響も大きいので、所轄警察署長との調整を図らなければならない。

2 乗入れ施設の設置場所

乗入れ施設の設置場所については、以下の基準のとおりとする。ただし、交通の安全上支障がないと交通管理者(所轄警察署)が認め、管理上も特に問題がないと道路管理者が認める場合は、この限りでない。

(1) 同一収容施設に複数設置する場合

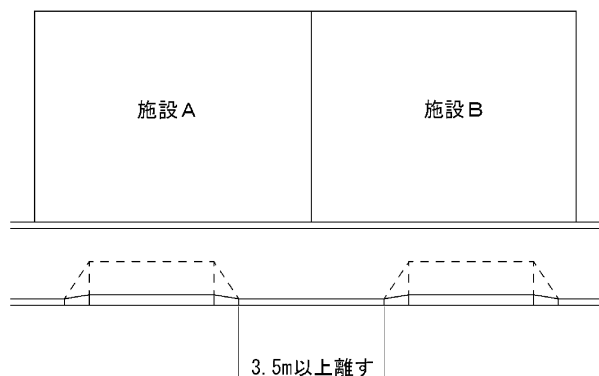
同一収容施設に乗入れ施設を設置できる数は2箇所までとし、その施設間の距離は6.5m以上とする。



※給油取扱所に、乗入れ施設を2箇所設置する場合の施設間の距離は、3.5m以上とすることができる。

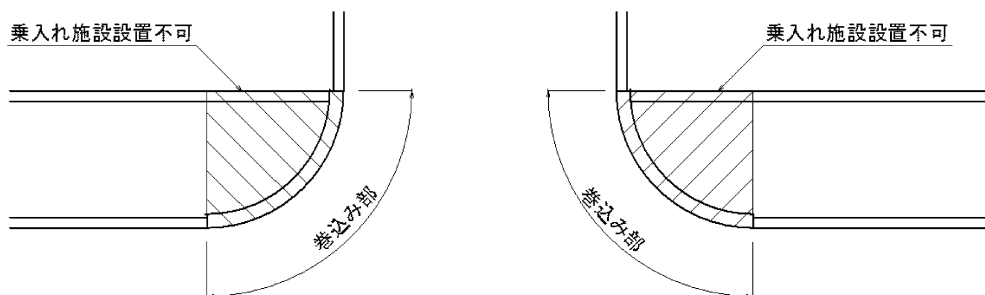
(2) 乗入れ施設近接設置の場合

乗入れ施設を近接して設置する場合の施設間の距離は3.5m以上とする。



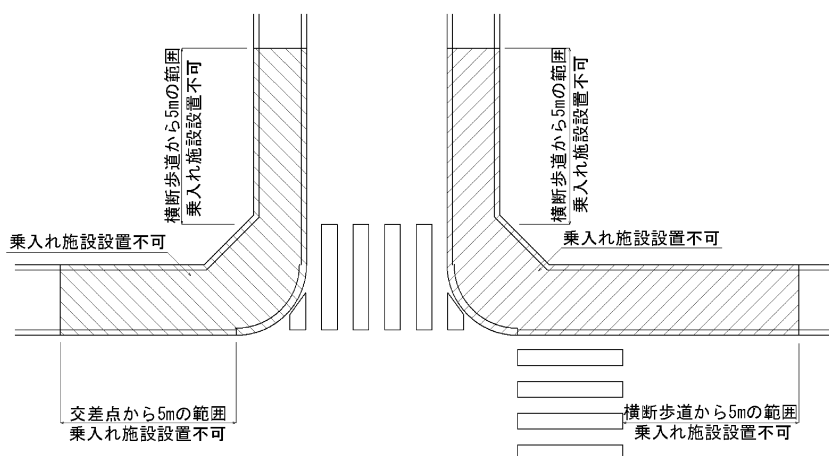
(3) 乗入れ施設を設置できない道路

ア 街角曲線及び街角剪除部分(巻込み部等)



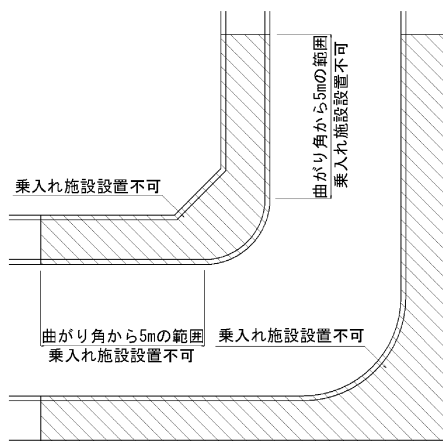
イ 横断歩道および交差点付近の場合

横断歩道付近に乗入れ施設を設置する場合は、標示線の外側から5m以上離さなければならない。交差点付近に乗入れ施設を設置する場合は、巻込み部から5m以上離さなければならない。



ウ 曲がり角付近の場合

曲がり角付近に乗入れ施設を設置する場合は、曲がり角から 5m以上離さなければならない。

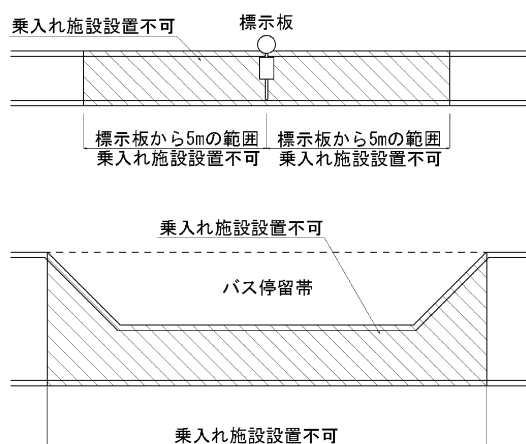


エ 横断歩道橋および地下横断通路付近の場合

横断歩道橋、地下横断通路、地下鉄出入口等の付近に乗入れ施設を設置する場合は、これらの施設から 5m以上離さなければならない。

オ バス停留所付近の場合

バス停留帯には、乗入れ施設を設置することはできない。標柱または標示板のみの場合には、乗入れ施設の設置位置は、標柱等から 5m以上離さなければならない。



カ 橋梁または踏切付近の場合

橋梁または踏切付近に乗入れ施設を設置する場合は、これらの施設から 10m以上離さなければならない。

(4) 既存の乗入れ施設の改良

既存の乗入れ施設を廃し、新たにそれと一部重複する個所または異なる個所に乗入れ施設を設置する場合には、以下のとおりとする。

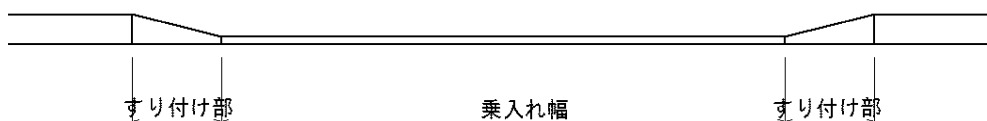
ア 下記の事業に該当する場合には、不要となった既存の乗入れ施設を改良しなければならない。

- ・住宅宅地開発事業(住宅建設目的の宅地開発で道路を設けて事業区域面積が 350 m²以上または道路を設けて区画数が 5 区画以上のもの)
- ・集団住宅建設事業(集団住宅(共同住宅・寄宿舎・長屋等)の建設で計画戸数が 15 戸以上のもの)
- ・一定規模建設事業(建築物の建設で事業区域面積 500 m²以上、かつ当該建築物の延べ面積 1000 m²以上のもの)

イ 上記アの事業に該当しない場合で、不要となった既存の乗入れ施設が、交通の安全上および管理上に問題があると認められる場合は、道路管理者の指示の従い、これを改良しなければならない。

3 乗入れ施設の構造

(1) 最大乗入れ幅



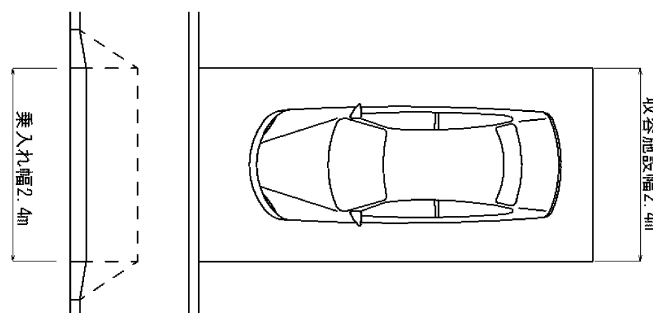
乗入れ施設の最大乗入れ幅は、下表のとおりとする。ただし、下記に該当し、必要な安全対策を講じた上で、交通の安全上支障がなく、管理上も特に問題がないと道路管理者が認める場合は、この限りでない。

- ・利用車両や敷地形状から車両が敷地内で転回することが著しく困難な場合
- ・車両軌跡図等により切下げ幅が不足していることが確認できる場合
- ・現場状況および特別な理由により下表によりがたい場合

区分	最大乗入れ幅 (すり付け除く)	車両種別		使用目的等
		車種区分	自動車等の種類	
A	3m以下	普通車	小型自動車 普通乗用自動車等	一般宅地の出入口
B	5m以下	普通車	小型自動車 普通乗用自動車等	店舗・事務所・共同住宅等の出入口
C	7m以下	準中型車 中型車	貨物自動車(11t 未満) 乗合型自動車(30 人未満)	準中型車・中型車が頻りに出入りする店舗・事務所等の出入口
D	11m以下	大型車	貨物自動車(11t 以上) 乗合型自動車(30 人以上) 上記を超える自動車	工場、倉庫等の出入口
E	10m以下	—	—	給油取扱所に、乗入れ施設を2箇所設置できない場合

※車種区分は、道路交通法によるもの。

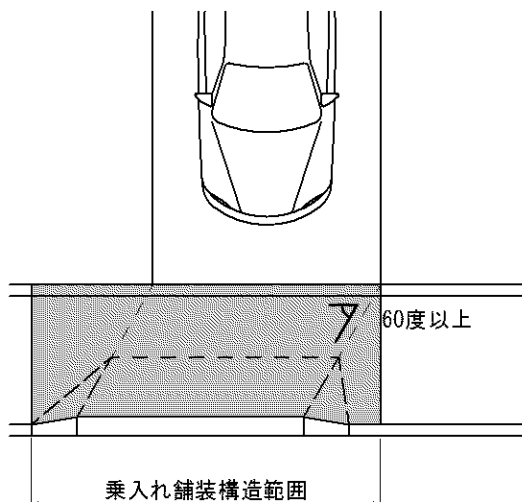
道路に面した駐車施設の場合には、原則として、自動車収容施設の幅と同程度の乗入れ幅とする。(下図参照)



(2) 乗入れ部の平面形状

乗入れ施設は、道路に対して直角を原則とする。ただし、移設困難な支障物件等があるなどのやむを得ない場合は 60 度まで斜めに設けることができる。

斜めの乗入れ施設を設ける場合には、乗入れ舗装構造の範囲は、道路に対して直角線の範囲内とする。



(3) 乗入れ部の歩道舗装構造

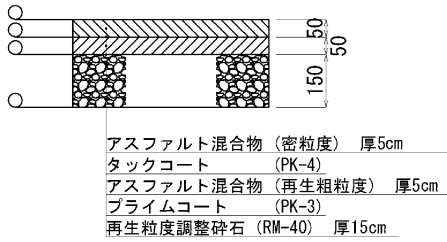
乗入れ部の舗装構造は、最大乗入れ幅の区分に応じた舗装種別とすること。

車両の頻繁な通行により、舗装を損傷する恐れがある場合には、上位区分の舗装種別を採用すること。

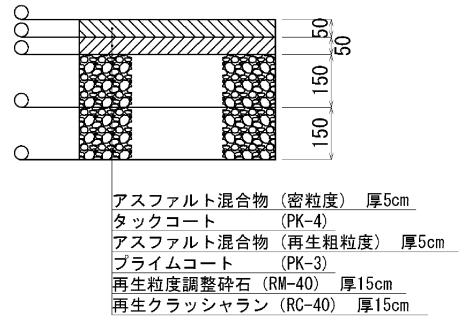
	区分	舗装種別	車種区分	備考 (舗装種別の選定)
下位 ↑ ↓ 上位	A B	アスファルト舗装 25 型 インターロッキングブロック舗装 35 型 コンクリート平板舗装 32 型	普通車	現況路面の舗装材料と同一の舗装種別とすること。
	B	アスファルト舗装 40 型 コンクリート舗装 30 型	普通車	車両の通行頻度および重量等により、選定すること。
	C D	アスファルト舗装 45 型 コンクリート舗装 40 型	準中型車 中型車 大型車	車両の通行頻度および重量等により、選定すること。

※道路管理者が、歩道の埋設物の対策が必要と認める場合には、防護方法等について特別な条件を付するものとする。

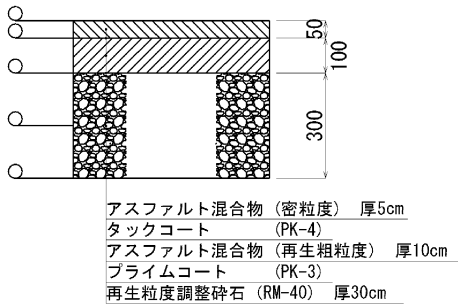
アスファルト舗装25型



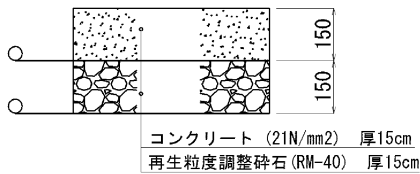
アスファルト舗装40型



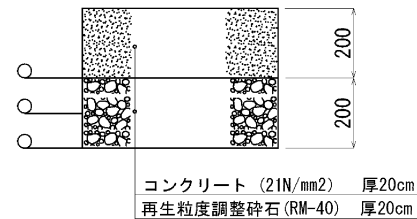
アスファルト舗装45型



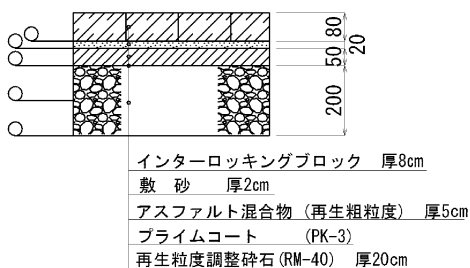
コンクリート舗装30型



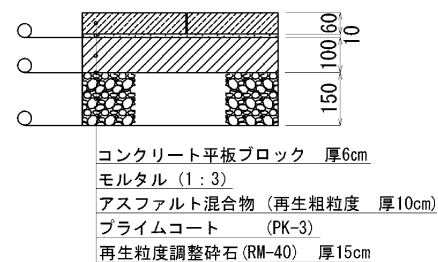
コンクリート舗装40型



インターロッキングブロック舗装35型



コンクリート平板舗装32型



(4) 街きよブロックおよびL形側溝の段差

街きよブロックの車両乗入れ部の段差は、10cmまたは5cmを標準とする。

L形側溝の車両乗入れ部の段差は、5cmを標準とする。ただし、下記に該当する場合には、段差を2cmとすることができるが、民有地への雨水等の流入を考慮すること。

- ・施設等の出入口で、高齢者や障害者等の円滑な通行のためのもの
- ・福祉のまちづくり条例等によるもの
- ・特別な理由により、やむを得ないと判断できるもの

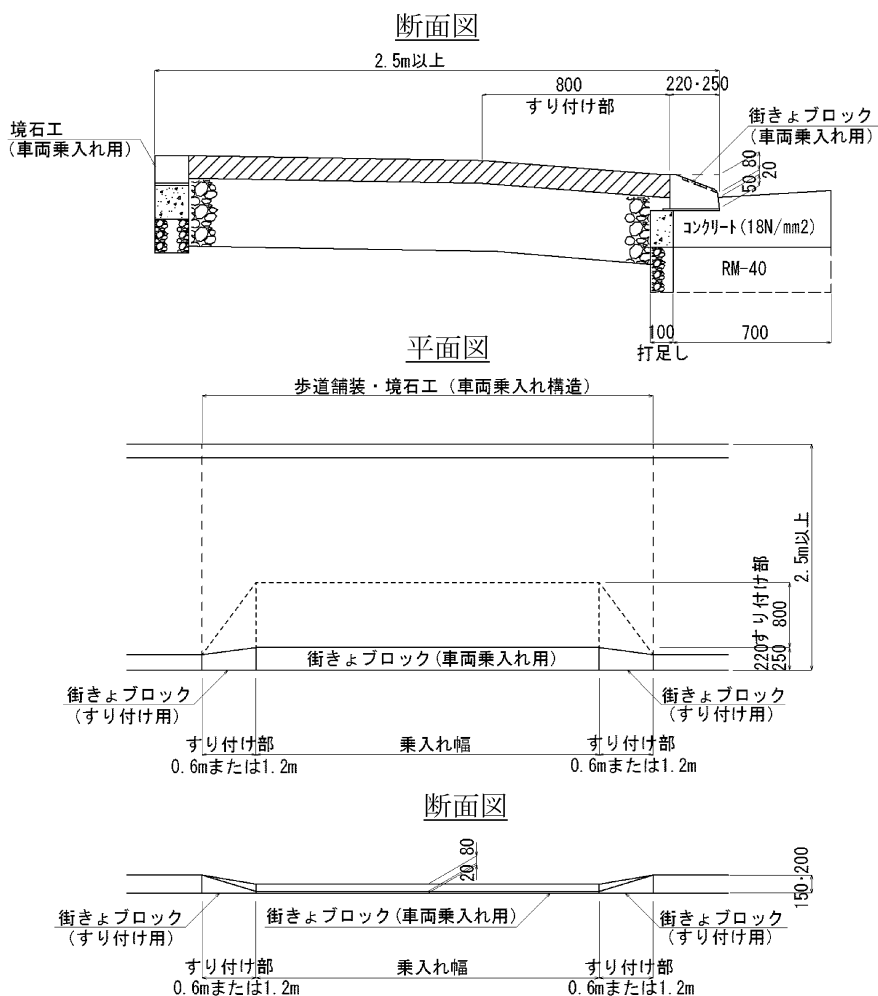
(5) 歩道の乗入れ構造

ア マウントアップ形式歩道(155型・205型)幅員2.5m以上の場合

(ア) 標準構造(155大田区型・155-1型・205-1型)

一般的な乗入れ構造は、下図のとおりとする。

歩道に植栽帯が設置されている場合には、植栽帯の幅員内ですり付けを行うこと。

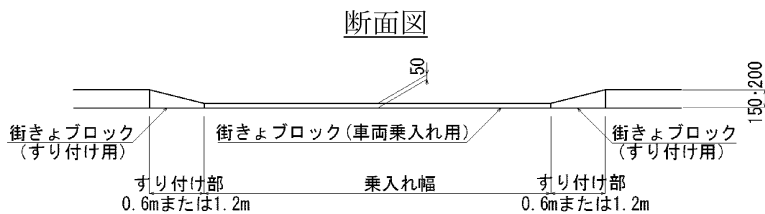
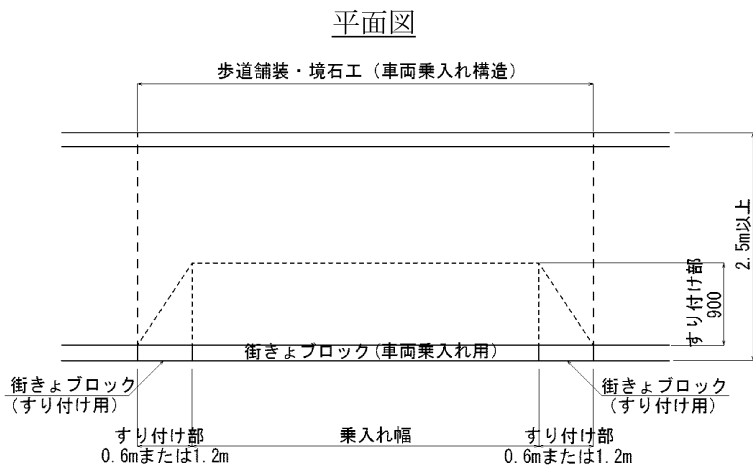
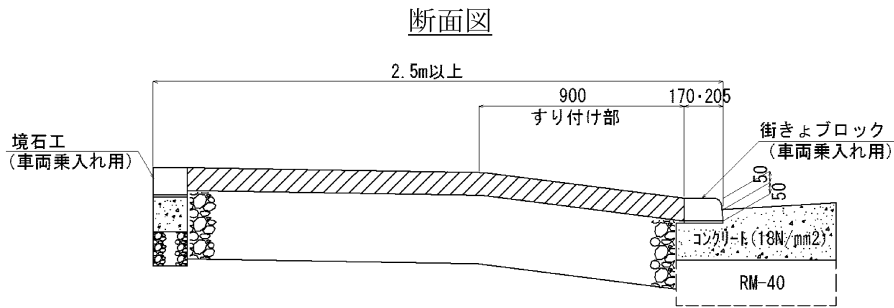


(イ) 特例構造(155型・205型)

下記のいずれかに該当する場合には、特例構造とすることができる。

歩道に植栽帯が設置されている場合には、植栽帯の幅員内ですり付けを行うこと。

- ・10台以上の収容能力を有する自動車駐車場、給油取扱所、ホテル、病院、公共施設等で相当数の自動車の出入りがある場合
- ・道路の状況、沿道の関係等から標準構造が設置に適しない場合

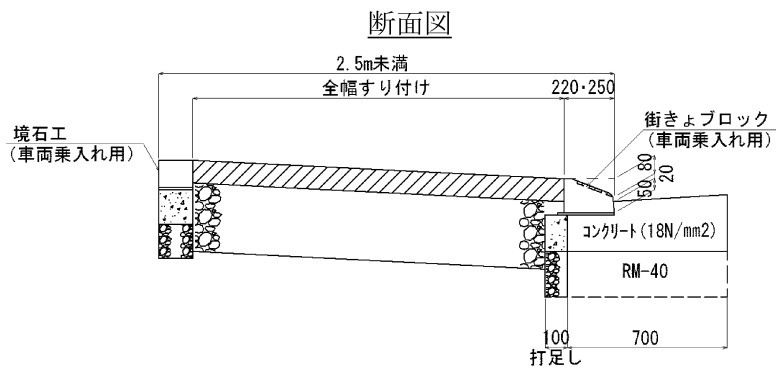


イ マウントアップ形式歩道(155型・205型)幅員2.5m未満の場合

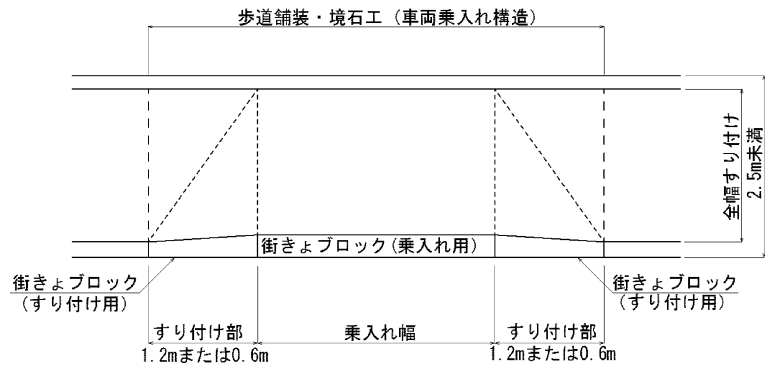
(ア) 標準構造(155大田区型・155-1型・205-1型)

一般的な乗入れ構造は、下図のとおりとする。

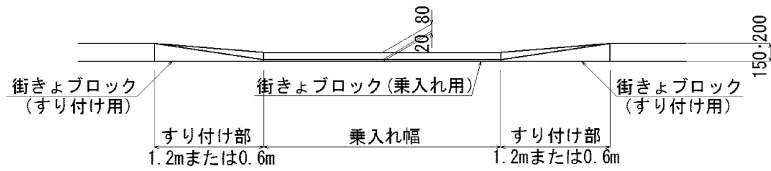
歩道に植栽帯が設置されている場合には、植栽帯の幅員内ですり付けを行うこと。



平面図



断面図



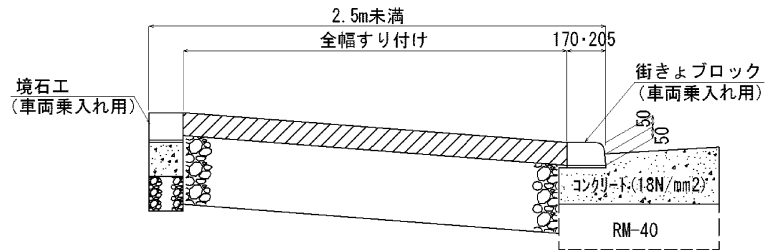
(イ)特例構造(155型・205型)

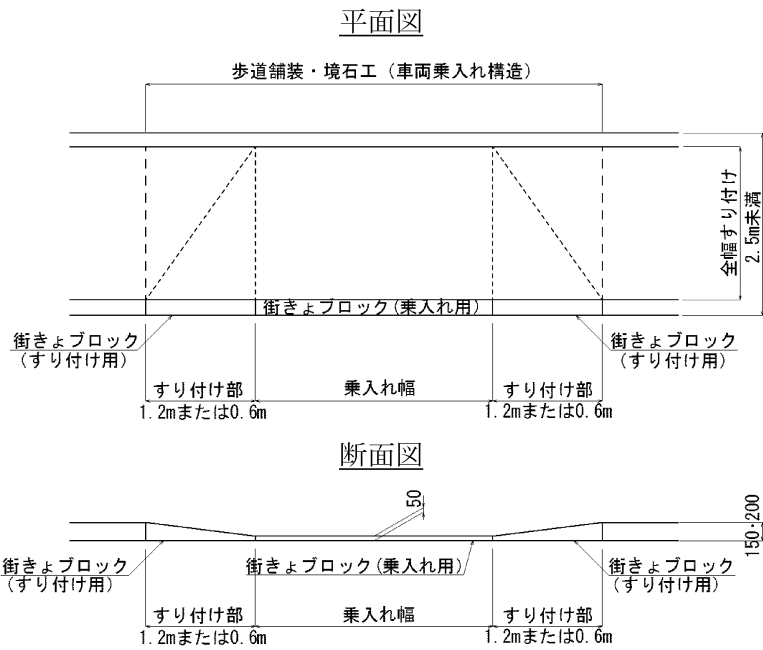
下記のいずれかに該当する場合には、特例構造とすることができる。

歩道に植栽帯が設置されている場合には、植栽帯の幅員内ですり付けを行うこと。

- ・10台以上の収容能力を有する自動車駐車場、給油取扱所、ホテル、病院、公共施設等で相当数の自動車の出入りがある場合
- ・道路の状況、沿道の関係等から標準構造が設置に適しない場合

断面図

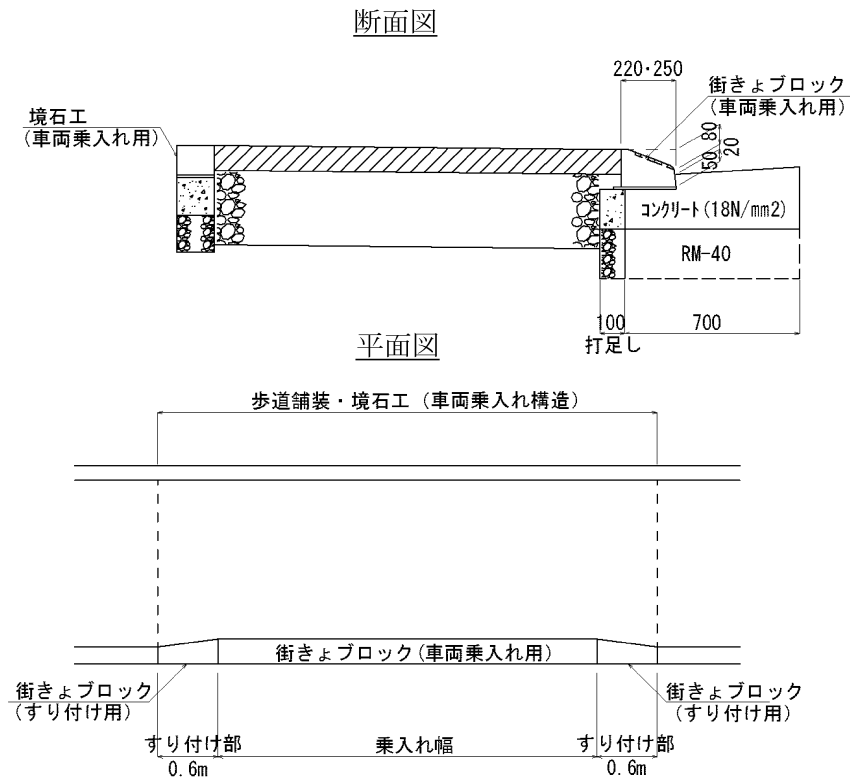




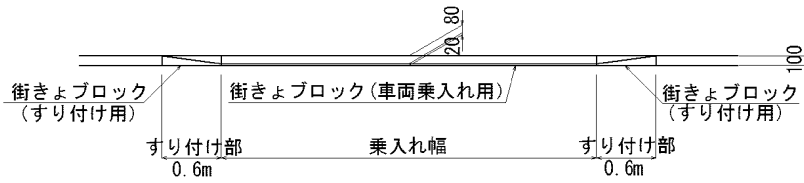
ウ マウントアップ形式歩道（105型）

(ア) 標準構造(105 大田区型)

一般的な乗入れ構造は、下図のとおりとする。



断面図



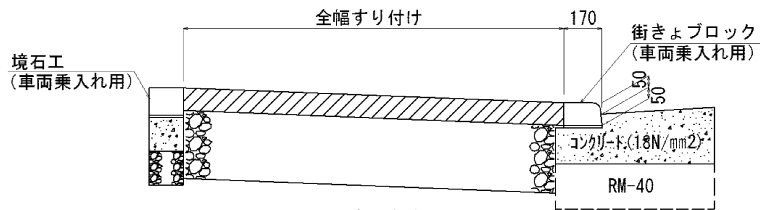
(イ)特例構造(105型)

下記のいずれかに該当する場合には、特例構造とすることができる。

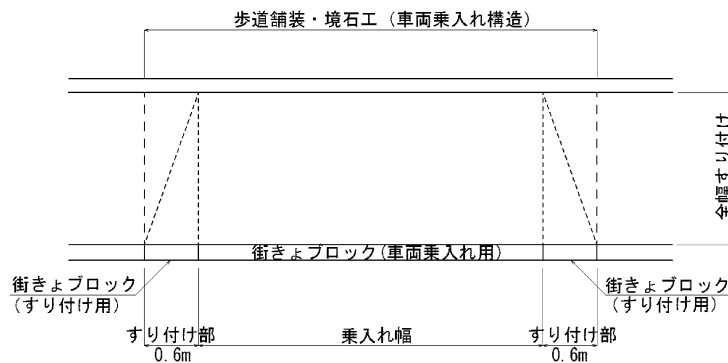
歩道に植栽帯が設置されている場合には、植栽帯の幅員内ですり付けを行うこと。

- ・10台以上の収容能力を有する自動車駐車場、給油取扱所、ホテル、病院、公共施設等で相当数の自動車の出入りがある場合
- ・道路の状況、沿道の関係等から標準構造が設置に適しない場合

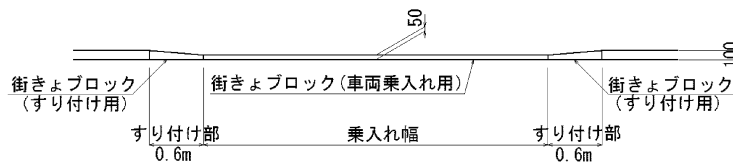
断面図



平面図

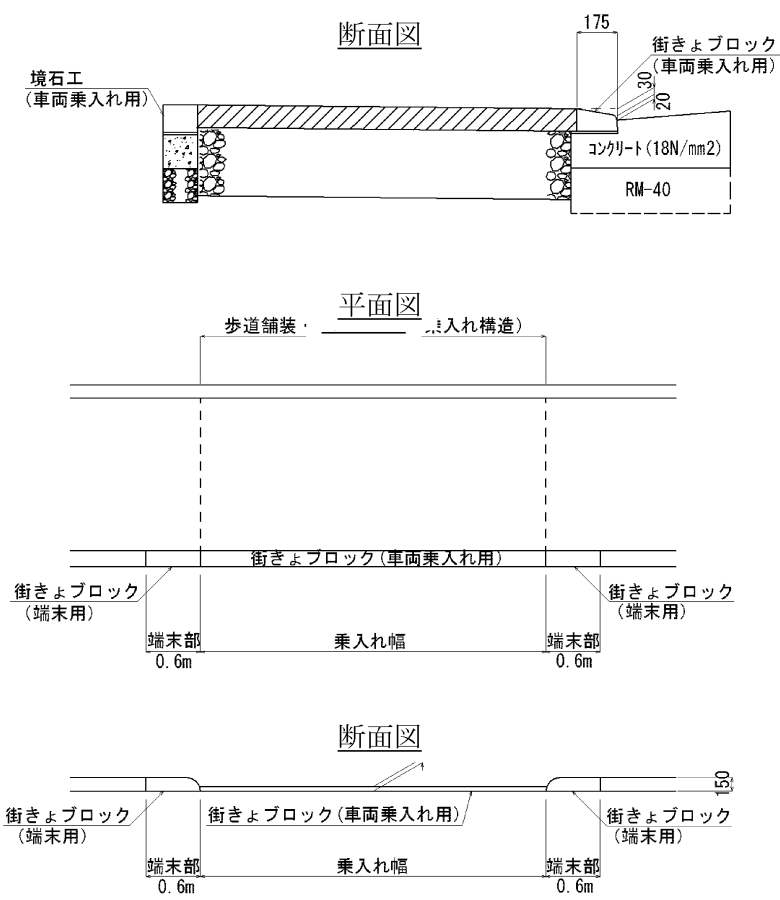


断面図



エ セミフラット形式歩道（155SF型）

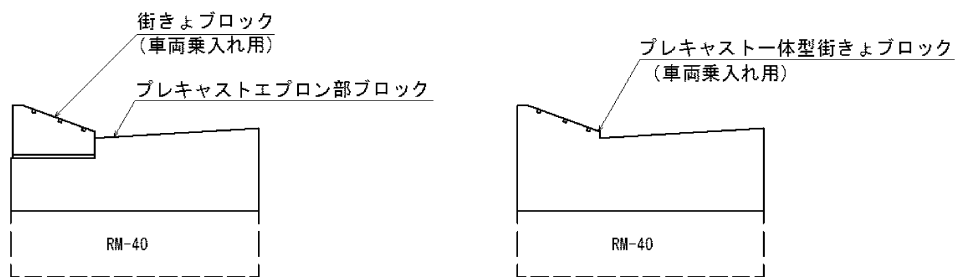
一般的な乗入れ構造は、下図のとおりとする。



オ 街きよのプレキャスト構造

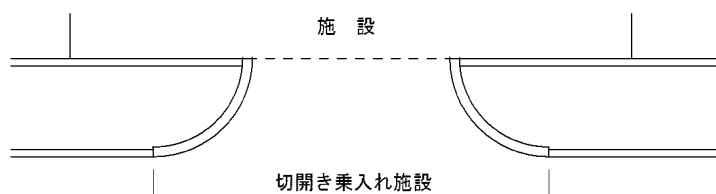
街きよブロックは、現場状況や乗入れ車両等を考慮し、プレキャスト構造とすることができる。

大型車(区分D)の乗入れ施設の場合には、プレキャスト構造とすることが望ましい。



(6) 歩道の切開き構造

原則、車の乗入れに伴う歩道の切開きは、認めないものとする。ただし、交通管理者および道路管理者が、一般的な乗入れ構造が適さないと認める場合で、交通の安全上支障がなく且つ管理上も問題がないと認める場合には、この限りでない。



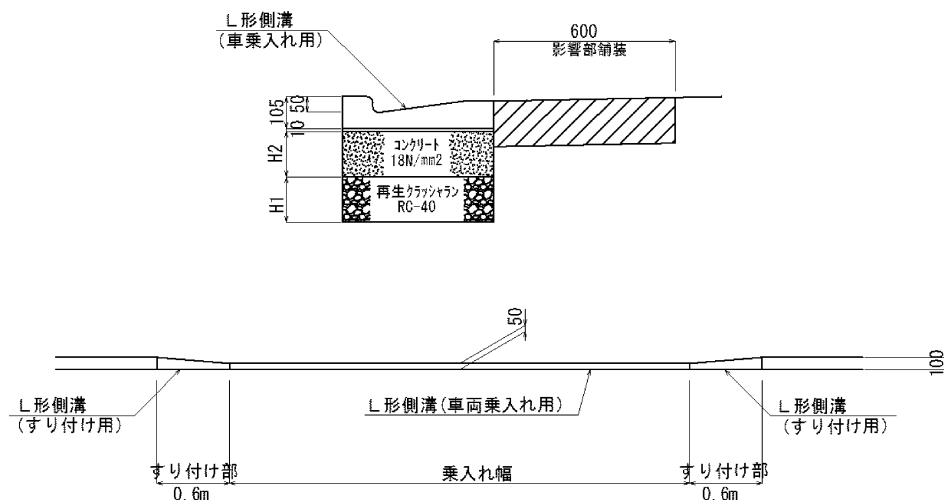
(7)側溝の乗入れ構造

ア L形側溝

(ア)標準構造

一般的な乗入れ構造は、下図のとおりとする。

L形側溝の取替に伴う舗装の影響範囲は、60 cmを標準とする。



L形側溝の基礎工(すり付け部含む)の厚さは、下表を標準とする。

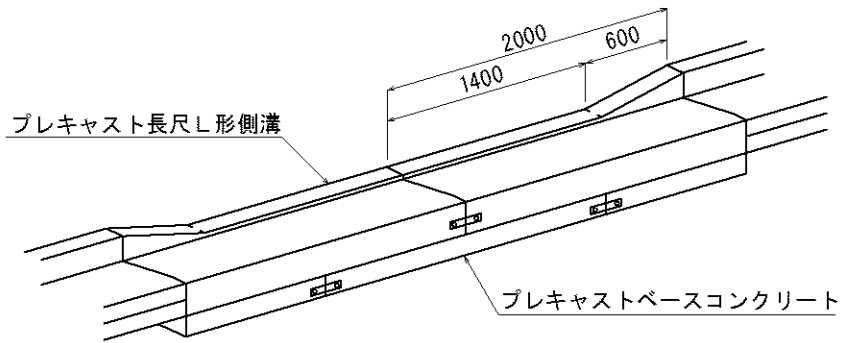
車両の頻繁な通行等により損傷する恐れがある場合には、上位区分の構造を採用すること。

	区分	H1	H2	車両種別		使用目的等
				車種区分	自動車等の種類	
下位 ↑ ↓ 上位	A	10 cm	10 cm	普通車	小型自動車 普通乗用自動車等	一般宅地の出入口
	B	10 cm	10 cm	普通車	小型自動車 普通乗用自動車等	店舗・事務所・ 共同住宅等の 出入口
	C	10 cm	10 cm	準中型車 中型車	貨物自動車(11t未満) 乗合型自動車(30人未満)	中型車が頻繁 に出入りする 店舗・事務所 等の出入口
	D	20 cm	20 cm	大型車	貨物自動車(11t以上) 乗合型自動車(30人以上) 上記を超える自動車	工場、倉庫等 の出入口
プレキャスト 長尺 10 cm		プレキャスト 長尺 15 cm				

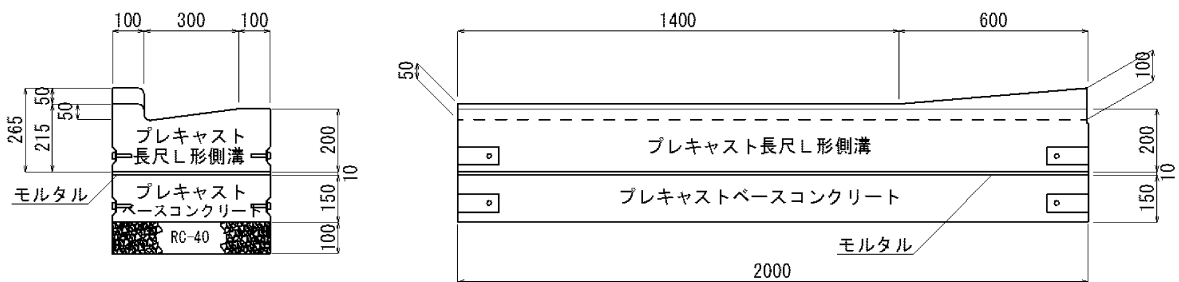
(イ)プレキャスト長尺L形側溝構造

L形側溝は、現場状況や乗入れ車両等を考慮し、プレキャスト構造とすることができる。

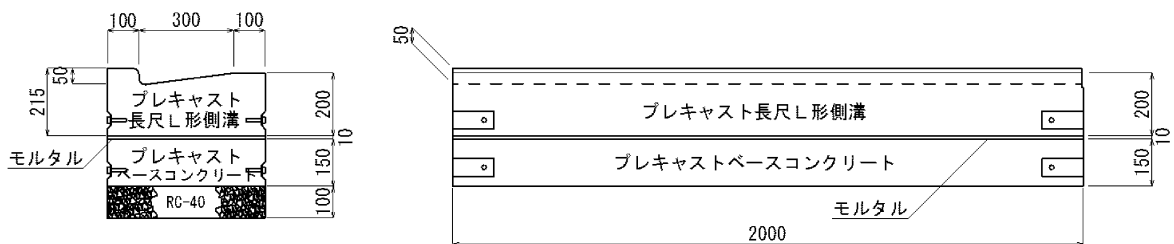
大型車(区分D)の乗入れ施設の場合には、原則、プレキャスト構造とする。ただし、管理上問題がないと道路管理者が認める場合は、この限りでない。



すり付け部プレキャストL形側溝 (300用)



車両乗入れ部プレキャストL形側溝 (300用)



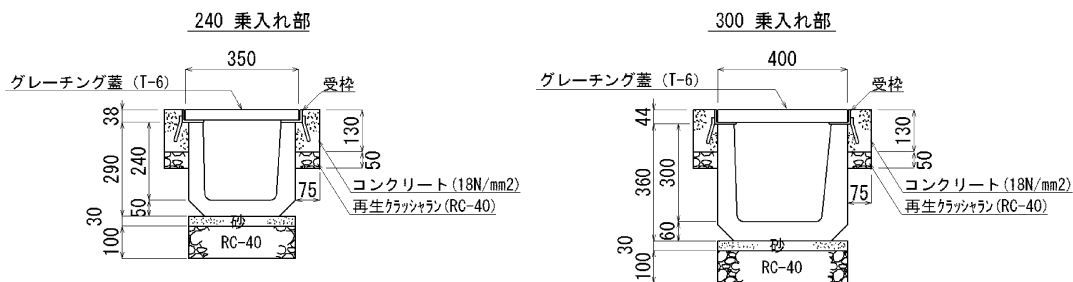
イ U形側溝

(ア) 上ふた式U形側溝(区分A)

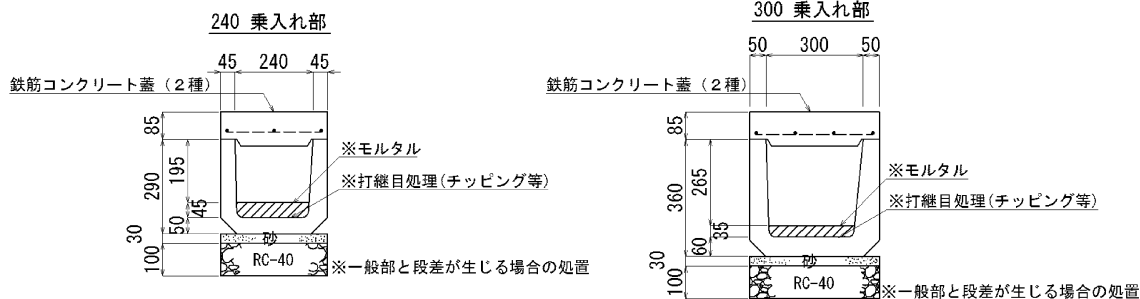
普通車(区分A)の乗入れ施設の構造は、下図を標準とする。

ただし、道路管理上特に問題がないと道路管理者が認める場合には、下図の構造を変更することができる。

グレーチング蓋仕様



コンクリート蓋仕様

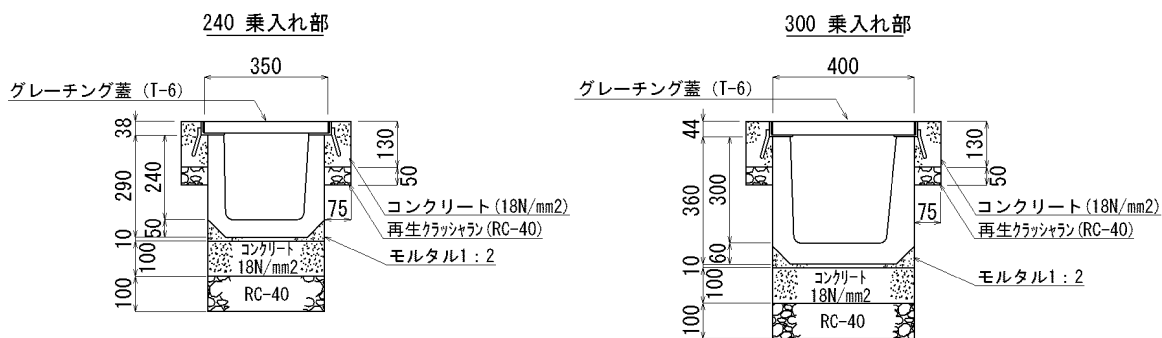


(イ) 上ふた式U形側溝(区分B)

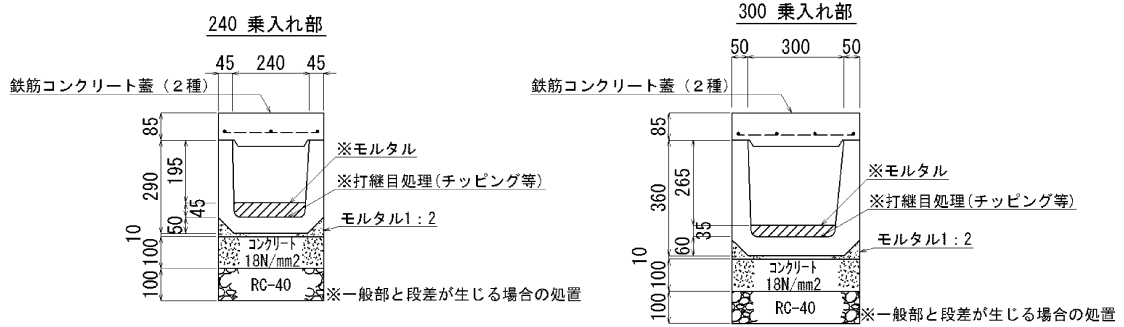
普通車(区分B)の乗入れ施設の構造は、下図を標準とする。

ただし、道路管理上特に問題がないと道路管理者が認める場合には、下図の構造を変更することができる。

グレーチング蓋仕様

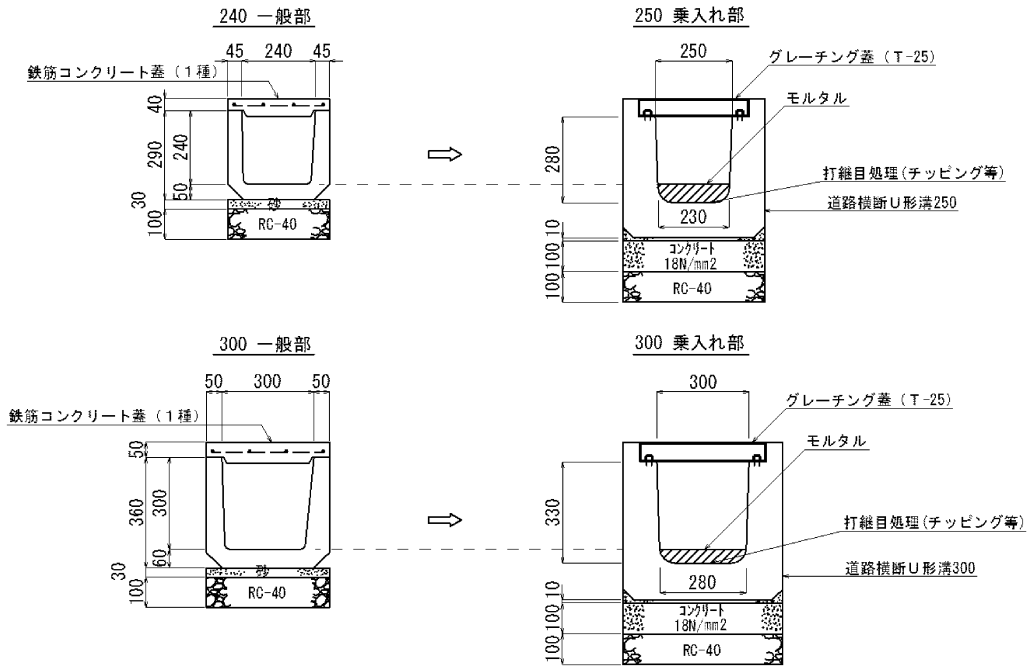


コンクリート蓋仕様



(ウ) 道路横断U形溝

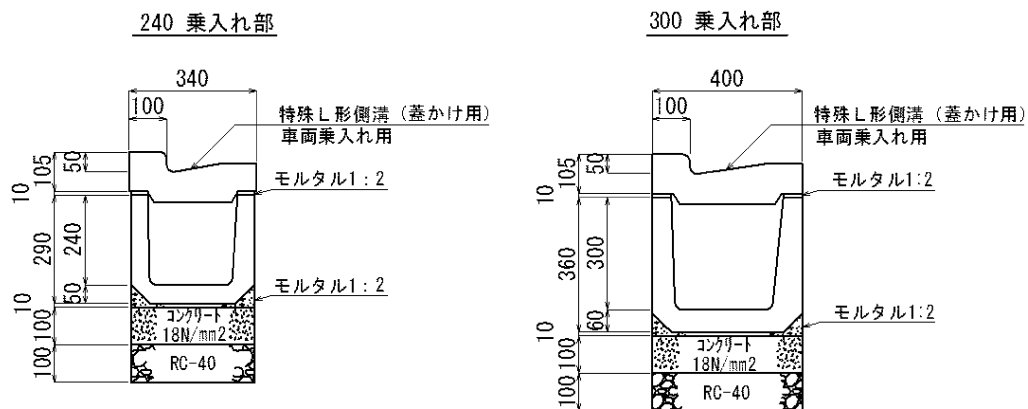
中型車および大型車(区分C・D)の乗入れ施設の構造は、下図を標準とする。
 ただし、道路管理上特に問題がないと道路管理者が認める場合には、下図の構造を変更することができる。



ウ LU形側溝

(ア) 特殊L形側溝ふた

普通車(区分A・B)の乗入れ施設の構造は、下図を標準とする。



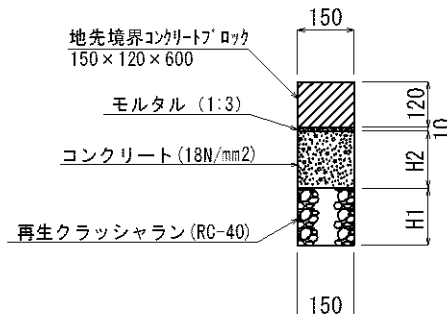
(イ) その他の構造

中型車および大型車(区分C・D)の乗入れ施設の構造は、別途協議するものとする。

(8) 境石等の乗入れ構造

ア 境石

一般的な乗入れ構造は、下図のとおりとする。



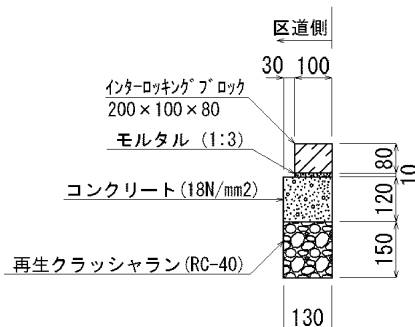
基礎工の厚さは、下表を標準とする。

車両の頻繁な通行等により損傷する恐れがある場合には、上位区分の構造を採用すること。

	区分	H1	H2	車両種別		使用目的等
				車種区分	自動車等の種類	
下位 ↑ ↓ 上位	A	15 cm	15 cm	普通車	小型自動車 普通乗用自動車等	一般宅地の出入口
	B	15 cm	15 cm	普通車	小型自動車 普通乗用自動車等	店舗・事務所・共同住宅等の出入口
	C	15 cm	15 cm	準中型車 中型車	貨物自動車(11t未満) 乗合型自動車(30人未満)	中型車が頻繁に出入りする店舗・事務所等の出入口
	D	20 cm	20 cm	大型車	貨物自動車(11t以上) 乗合型自動車(30人以上) 上記を超える自動車	工場、倉庫等の出入口

イ 舗装止石(インターロッキングブロック)

一般的な乗入れ構造は、下図のとおりとする。



(9) 乗入れ施設の設置に伴う道路附属物の取扱い

車両の乗入れのために道路附属物を撤去する場合は、歩道および排水施設等は乗入れ用構造に補強すること。

ア 防護柵（ガードレールおよび横断防止柵）

乗入れ施設の設置に伴い既設の防護柵を撤去する場合は、最小限の範囲に限り、これを撤去することができるものとする。

イ 街路樹

乗入れ施設の設置位置は、街路樹を避けた場所とし、やむを得ず街路樹を撤去する必要がある場合は、移植を原則とする。ただし、道路管理者が移植の必要がないと認める場合は伐採・伐根とし、道路管理者の指示に従い代替樹木を近隣等に植樹するものとする。

ウ 車両の進入防止

乗入れ施設を設置した歩道の有効幅員が2.5m以上（植栽帯、防護柵等を除く）の場合で、道庁管理者から指示があった場合には、乗入れ施設の両端に車止めを設置するものとする。また、事前に交通管理者（所轄警察署）の意見を聴取するとともに、その内容に従わなければならない。

